朝倉市制施行２０周年記念市民提案事業 募集要項

１．目的

市制施行２０周年を契機として、市民が朝倉市の良さを再認識することで郷土愛を深めることをテーマに、地域間交流により一体感の醸成を図ることに寄与するような企画を募集する。

２．事業期間　　令和７年４月１日～令和８年３月２０日

３．事業内容

本事業は、朝倉市制施行２０周年記念市民提案事業を実施するにあたり、申請のあった事業案からより効果的な事業を選択し、その事業を申請団体に補助金を交付して実施する。

(1) 募集仕様

① 申請資格

a. 申請は法人又は団体。個人での申請は不可。

b. 任意の団体の場合、構成員は５名以上とし、代表者を選出すること。

この場合、団体規約及び団体名義の金融機関口座を有すること。

c. 暴力的組織でないこと。かつ構成員に暴力的組織の構成員を含まないこと。

d. 政治的又は宗教的な活動を目的とした組織でないこと。

② 事業要件

1. 朝倉市民が郷土愛を育むための事業

例：地域の歴史、文化、風土の魅力や特徴を周知するようなシンポジウムや展

覧会　等

1. 朝倉市民が地域間交流を通じて一体感を醸成するための事業

例：コミュニティ、行政区の枠を超えた文化・スポーツ交流　等

1. 市制施行20周年を記念する目的で自主的に企画し、実施する事業。従前から実施している事業については、市制施行20周年を記念するために拡充した場合に限る。
2. 実施団体の構成員以外の市民が広く参加できる事業

e. 原則、朝倉市内で実施する事業であること。

f. 参加料の有無は問わないが営利を目的とした事業ではないこと。

g. 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、且つ第三者に損害を及ぼしたり又は第三者の権利を侵害しないものであること。

h. 公序良俗に反しない事業であること。

i. 政治的又は宗教的信条を主張するものでないこと。

③ 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の額と補助事業にかかる支出総額から入場料、参加料、売上金又は協賛金等の収入総額を差し引いた額を比較し、いずれか低い額とする。

　　　　上限金額：100万円（拡充事業の場合、拡充分のみを対象とし、上限50万円）

④ 補助金対象外経費

事業主催者（申請団体構成員）の飲食費、備品購入費、

その他恒常的な経費と認められるもの（人件費、光熱水費、燃料費等）

＊事業の実施に必要な人件費や燃料費等は除く。

(2) 募集期間

　 １次募集　令和７年４月１日(火)～令和７年５月９日(金)

※２次募集は１次募集の状況により判断する。

年度の予算の上限に達した場合、２次募集は行わない。

(3) 募集方法

提案書、事業収支予算書（任意）、団体概要書（任意）をメール、郵送または窓口へ提出

４． 選考

5月下旬に、申請団体によるプレゼンテーションにより、審査・選考する。